

利用者負担額(保育料)基準表			3号認定(保育園・こども園保育時間児0~2歳児)			
階層	区分		標準時間		短時間	
			橋本市	国基準	橋本市	国基準
第1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	B	ひとり親世帯 障がい者同居世帯等	0	0	0	0
		市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	C	ひとり親世帯 障がい者同居世帯等	7,000	9,000	6,850	9,000
		市民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	15,000	19,500	14,700	19,300
第4	D1	ひとり親世帯 障がい者同居世帯等	8,000	9,000	7,850	9,000
		所得割課税額 48,600円未満	17,000	19,500	16,700	19,300
	D2	ひとり親世帯 障がい者同居世帯等	9,000	9,000	9,000	9,000
		所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	20,200	30,000	19,800	29,600
	D3	ひとり親世帯 障がい者同居世帯等	9,000	9,000	9,000	9,000
		所得割課税額 57,700円以上 62,800円未満	22,000	30,000	21,600	29,600
	D4	ひとり親世帯 障がい者同居世帯等	9,000	9,000	9,000	9,000
		所得割課税額 62,800円以上 77,101円未満	24,000	30,000	23,500	29,600
	D5	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	26,000	30,000	25,500	29,600
		所得割課税額 97,000円以上 121,000円未満	34,000	44,500	33,400	43,900
第5	D7	所得割課税額 121,000円以上 145,000円未満	36,000		35,300	
	D8	所得割課税額 145,000円以上 169,000円未満	38,000		37,300	
第6	D9	所得割課税額 169,000円以上 211,201円未満	46,000	61,000	45,200	60,100
	D10	所得割課税額 211,201円以上 256,100円未満	48,000		47,100	
	D11	所得割課税額 256,100円以上 301,000円未満	50,000		49,100	
第7	D12	所得割課税額 301,000円以上 333,000円未満	62,000	80,000	60,900	78,800
	D13	所得割課税額 333,000円以上 365,000円未満	64,000		62,900	
	D14	所得割課税額 365,000円以上 397,000円未満	66,000		64,800	
第8	D15	所得割課税額 397,000円以上	83,000	104,000	81,500	102,400

※市が決定する上記の利用者負担額(市基準額)と別に、園独自で特色ある教育・保育のために設定する料金があります。
 ※利用者負担額の軽減及び免除となる対象階層は、お子さんの扶養義務者のうち、同一生計の父母(世帯や収入の状況によって祖父母等も含む)の市民税所得割額の合計によって算出します。